

事務連絡  
令和7年11月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療措置協定の措置に係る協定締結医療機関の  
運営の状況等の報告開始について（周知依頼）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の5第2項の規定に基づき、都道府県は、協定締結医療機関に対して、協定の実施状況等の報告を求めることができます。

協定締結医療機関による協定の実施状況等の報告については、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和5年5月26日）において、電磁的方法による報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告とし、平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、都道府県へそれぞれ報告いただく予定としているところです。

今年度においても、G-MISによる協定締結医療機関からの年1回の報告について、別紙のとおり実施いただくこととしましたのでご連絡いたします。

先日、医療従事者の研修・訓練の実績について都道府県から弊省あてに別途ご回答いただいたところではございますが、医療機関によるG-MIS入力についてもご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。次年度以降は、G-MIS入力時期と調査時期の整合性を図ることを検討します。

都道府県におかれでは、管下の協定締結医療機関に周知いただくとともに、今後の報告等が円滑になれるよう、御配意をお願いいたします。

以上

## 1 平時における協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等報告（年次調査）の実施期間について

(1) 今年度の年次調査実施期間については、以下のとおりといたします。

開始：令和7年11月25日（火）

終了：令和7年12月23日（火）

(2) 今年度のG-MISの年次調査画面は現在準備中であり、令和7年11月25日（火）9時より、年次調査への回答が可能となります。

各協定締結医療機関におかれましては、同機能のリリース後、G-MISへのログイン等操作を実施いただき、後述4の操作マニュアルをご参照の上、画面をご確認ください。

### 【参考】G-MISログイン後画面（例：病院ユーザの場合）

① 「感染症関連調査」のボタンをクリック



② 「年次調査 医療措置協定締結医療機関運営状況調査」のボタンをクリック



③回答対象のタイトル「2025年度\_〇〇\_年次調査」をクリックし、令和7年12月23日（火）までに報告

報告を行っていない場合は、「回答ステータス」が「未回答」と表示されます。

**【注意】回答対象について**

年次調査は、協定の締結内容に応じて以下の2種類に分かれています。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

病院・診療所においては両方ご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（病床確保/発熱外来/後方支援）
- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

薬局・訪問看護事業所においてはこちらをご回答ください。

- ・協定締結医療機関運営状況調査（自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備蓄）

**2 今年度の報告対象医療機関及び報告の時点等について**

- (1) 都道府県と協定を令和7年10月1日（水）までに締結した医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）を対象に、令和7年10月1日（水）時点の協定の措置に係る運営の状況等をG-MISにてご入力いただくこととします。

※「個人防護具の備蓄状況」の項目につきましては、令和7年12月1日（月）時点の備蓄状況をご入力いただきますよう、お願ひいたします。

※都道府県と医療措置協定を締結しているにもかかわらず、報告画面が表示されない場合は都道府県の担当部署にご連絡ください。

- (2) 報告の根拠

感染症法第36条の5により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のとおり規定されています。

・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第3項）

(別紙)

- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行わなければならない。（第5項）
  - ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法（G-MIS）により当該報告を行うよう努めなければならない。（第6項）
- ※ 報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

(3) 報告いただく項目には、医療措置協定の内容も含まれていますが、G-MISでの報告だけでは医療措置協定の内容は変更されません。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、必ず都道府県と協議を行うようにしてください。

また、報告いただく項目について、協定を締結していない項目については必ずしも回答する必要はありませんが、都道府県から回答様式等の指示が別途ある場合はそちらに従ってください。

(4) 第一種協定指定医療機関以外の医療機関において、G-MISによる報告が困難である場合は、各都道府県の指示に応じて報告を行ってください。

### 3 報告実施のお知らせについて

G-MISに登録されている各協定締結医療機関に対し、各都道府県の担当部署より、年次調査開始に係るご案内のメールを送信いただく予定です。

※なお、新興感染症の発生・まん延時等には別途、有事報告に関するメール依頼を行う予定です。

有事報告は、日次調査（毎日実施。病院及び診療所のみ対象）と週次調査（週1回実施）の2種類に報告内容が分かれています。新興感染症の発生・まん延時等に有事報告の依頼があった場合は、報告漏れの無いようお願いいたします。

### 4 FAQ、操作マニュアル、入力要領の掲載について

以下の厚生労働省ホームページリンク先へ掲載しています。

【掲載先】協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html)

※G-MISログイン後のトップページ (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>) からも参照可能です。

### 5 照会先

上記FAQ等をお読みいただいた上で、ご不明な点等ございましたらG-MISの「お問合せ」機能をご利用いただかか、以下の照会先へご照会いただきますようお願いいたします。

#### ・G-MIS「お問合せ」機能について

「お問合せ」機能では、G-MIS事務局にシステム操作方法等の質問を行うことができます。操作手順は以下のとおりです。（過去のお問合せの確認方法等については、操作マニュアルをご参照ください）

(別紙)

① ホーム画面から「新規お問合せ」ボタンをクリックすると、入力画面が表示されます。



The screenshot shows the G-MIS homepage with a central orange button labeled 'ユーザ 基礎情報登録' (User Basic Information Registration). Surrounding this button are six colored boxes representing different types of reports: '感染症 関連調査' (Infection-related Survey) in red, '後方支援 医療機関についての調査' (Post-support Medical Institutions Survey) in purple, '病床 機能報告' (Bed Function Report) in orange, '外来 機能報告' (Outpatient Function Report) in brown, '特例水準申請 (医師時短計画)' (Exceptional Level Application (Physician Short Work Plan)) in dark purple, and '各種 調査・報告' (Various Surveys and Reports) in dark grey. On the right side, there is a sidebar with sections for 'G-MISの担当者に変更がある場合には、「ユーザ基礎情報登録」から担当者の引き継ぎを行っていただけますようお願いします。' (When the responsible person for G-MIS changes, please use 'User Basic Information Registration' to handle the handover of the responsible person), 'G-MISの操作マニュアル' (G-MIS Operation Manual), '入力要領' (Input Guide), and a '地域病床見える化' (Regional Bed Visibility) section. A red circle labeled '①' points to the '新規お問合せ' (New Inquiry) button in the bottom right corner of the main content area.

② 「件名」、「内容」などを入力し、「登録」ボタンをクリックします。



The screenshot shows the 'New Inquiry' form. The '件名' (Subject) and '内容' (Content) fields are highlighted with a red box. The '件名' field contains 'FAXが届いてるかわからないので、もう一度FAXしていいか' (I don't know if the fax arrived, can I fax again?) and the date '2020/11/30'. The '内容' field contains 'PWの変更方法を教えてください' (Please tell me how to change the password) and the date '2020/12/25'. On the right side, there is a list of previous inquiries with their titles and dates, such as '日次・連次調査シートの記入方法を教えてほしい' (Please tell me how to fill in the daily/continuous survey sheet), 'スマートフォンからでもアクセスはできますか' (Can I access it from a smartphone?), and 'ログインID/PWを紛失したので書面で送ってほしい' (Please send it in writing as I have lost my login ID/PW). A red circle labeled '②' points to the '登録' (Register) button at the bottom of the form.

(別紙)

・ G-MIS の操作に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メールアドレス: [helpdesk@gmis.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@gmis.mhlw.go.jp) (対応時間: 平日 9 時~17 時、土日祝日、年末年始を除く)

・ 本事務連絡に関するお問い合わせ

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当 (G-MIS 専用)

メールアドレス: [shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp)

お問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名を（可能であれば所在地、ご担当者名も）明記の上、上記アドレスまで送信いただくようお願いいたします。順次回答いたしますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※個別の協定締結内容の変更等については、管轄の各都道府県へお問い合わせください。